

見積書の作成に係る注意事項

(1) 見積書には、オープン価格の場合を除いて必ず定価（車両は本体価格）を記載し、値引きがある場合は値引額を計上すること。また、車両の下取りがある場合は、下取価格を計上すること（この場合、全ての見積書に下取価格が計上されていること）。

なお、オープン価格の場合は、その旨必ず記載すること。

(2) 機器・備品整備において設置工事が必要な場合は、工事費用を計上すること。

(3) 車両整備は、必ず助成標識のペイント代を計上すること。

<助成標識>

「赤い羽根共同募金助成車両」又は「(公財)中央競馬馬主社会福祉財団助成」の文字及びロゴマークを、車両の両側面及び後部（全3か所）にペイントすることが必要です。

(4) 見積書は、「一式」として記載しないこと（一式となる場合には、必ずその内訳が分かる書類を添付すること）。

(5) 見積金額の総額は、消費税等の諸税を含むこと。

(6) 見積書に、次の費用は計上できないこと。

- ・メンテナンス費用（保守点検パック、延長保証料金など）
- ・車両の任意保険料
- ・JAF等道路サービス関連費用

※ カタログは、原則として(1)の定価が記載されていること。

定価の記載がない場合は、価格表など価格が分かる資料を添付すること。